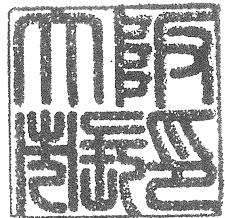


大財第17号  
令和4年6月2日

大阪市会議長 大橋一隆様

大阪市長 松井一郎



答弁書の提出について

令和4年5月26日付で貴職から送付のあった木下吉信議員提出の質問主意書に対し、大阪市会会議規則第58条の規定により、別紙のとおり答弁書を提出します。



令和4年5月26日付、大市会第63号により  
送付のあった質問主意書に対する答弁書

令和4年5月26日の質問主意書について、以下のとおり回答いたします。

Q 1

咲洲におけるメガソーラー事業については、太陽光発電事業に限定した市有地賃貸借の条件付一般競争入札が行われ、「大阪ひかりの泉」プロジェクトが1社入札により落札されました。

構成員は、伸和工業(株)と日光エナジー開発(株)の連合体となっています。

入札実施要項の5ページには「申し込みに必要な書類」という項目があり、そこには共同で申し込みされる場合は申込者全員の納税証明書の提出が明記されています。

落札されているという事は、当然申し込み段階において提出されていると思いますので、その写しを添付願います。

私が調べた限り、日光エナジー開発(株)は会社設立からの日も浅く、納税証明が発行されたとは考えにくく、それに代わる書類の提出があったのであれば、その写しでも結構ですので、添付願います。

A 1

伸和工業(株)の納税証明書は、別途、情報提供します。

日光エナジー開発(株)については、会社設立から日が浅かったことから、納税証明書等の提出はありませんでした。一般的に、会社設立後、間もない会社については、法人税や消費税の納期限が到来していることはないため、税の滞納はないものと判断したので、申込書類に不備はありませんでした。

Q 2

もし万が一、それらの書類に不備があった場合には、入札参加資格のない企業体を入札に参加させた事になる訳で、どのような対応になるのか教えて下さい。

A 2

提出された申込書類に不備はなく、本件契約は成立しております。

Q 3

平成24年12月26日に締結された市有財産賃貸借契約書によりますと、契約期間は平成25年1月1日から平成45年10月31日までの約20年間となっています。

第29条には「契約解除」の項目が設けられており、解除事由が明記されています。

その②には「乙(賃借人)が本件土地を6か月以内に第3条に定める使用目的に供しないとき」と書かれています。

第3条の定めとは「本物件を1000kW以上の太陽光発電施設の設置及び運営の用途としてのみ使用しなければならない」です。

つまり、賃借期間開始から6か月以内(平成25年6月30日まで)に1000kW以上の太陽光パネルを設置して運営しなければ契約を解除するという契約になっています。

ところが私が確認したところ、太陽光パネルが設置されたのは平成26年3月24日と伺いました。

明らかに契約解除の対象となるべき事案であると思うのですが、どういう理由で適用されなかつたのかご説明願います。

A 3

本契約第29条の「契約解除」にかかる条項ですが、「乙(賃借人)が本件土地を6か月以内に第3条に定める使用目的に供しないとき」に「契約解除できる」という規定であり「契約解除しなければならない」ものではございません。

事業者は、平成25年2月、経済産業省へ、「再生可能エネルギー発電設備の認定について」に関する申請を行い、認定を受ける等、6か月以内の運転開始に向け、準備を進めていました。

一方で、ソーラーパネル需要の高まりに伴う材料価格の上昇により、材料の調達等に時間を要する旨、事業者から相談がありました。

本市としては、事業者に対し、事業実施の意思確認を行うとともに、早期に材料を調達し事業を進めよう指導する等、事業実施に向けた調整を行っていました。

加えて、契約後から賃貸借料の支払いは行われていました。

以上のことから、「契約を解除することができる」ことに関し、事業実施が見込めるため、解除権の行使を留保していたものです。

Q 4

5月20日の建設港湾委員会で、自民党の山本委員の質疑の中で「平成25年10月28日に賃借人である伸和工業(株)と日光エナジー開発(株)から、連合体組織から合同会社への事業継承の承認依頼があったので、契約書に基づき市有財産の賃借権譲渡承認を行った」と答弁されました。

さらに、翌平成26年7月31日には「日光エナジー開発(株)が退社して、上海電力日本(株)が新たに加入する社員変更の届出があった事から、契約書に基づきこれを受領した」と答弁されています。

契約書に基づく変更手続きに不備はなかったのかもしれません、そもそも平成25年6月30日までに太陽光パネルを設置して運営する事が契約書に明記されている以上、平成25年7月1日の段階で契約書に基づく契約解除の手続きに移行しなければならなかつたのではないかですか？

なぜ、契約書の第29条に明記された「契約解除」の項目を無視する形で10月28日に賃借権譲渡承認が行われたのか不思議でなりません。

委員会でも度々「契約書に基づいて・・・」と答弁されており、「契約解除」の部分だけ契約書に基づかない対応をされたような印象を持っておりますので、この部分の対応について納得のいく説明をいただきまます様お願ひいたします。

A 4

A3で述べたとおり、「契約を解除することができる」ことに関し、事業実施が見込めるため、解除権の行使を留保していたものです。

Q 5

度重なる賃借人の組織体の変更や社員の変更など、契約当事者としての同一性や事業の継続性の観点から、上海電力日本(株)については問題ないと判断されたとの答弁です(答弁書A-6参照)。

何を根拠に問題ないと判断されたのでしょうか?

実際、日光エナジー開発(株)は合同会社移行後に退社されており、最初の契約から考えればわずか1年7か月で撤退されています。

契約当事者としての同一性や事業の継続性は全く担保されていなかつた訳で、上海電力日本(株)が何を根拠に問題ないと判断されたのか、そのエビデンスをお示し下さい。

A 5

上海電力日本(株)の加入について、賃借人は、『合同会社咲洲メガソーラー「大阪ひかりの泉」プロジェクト』のままであり、事業内容にも変更がなかったこと、代表者が同一企業であったことから、契約当事者としての同一性や事業継続の観点から問題ないと判断しました。

Q 6

本市財産条例では、土地の貸付における相手方の変更は禁止されていると伺っており、今回のような短期間での度重なる変更は明らかに禁止行為に該当すると思うのですが、どういう理由でこれらの変更が認められたのか教えて下さい。

A 6

A 5で述べた理由のとおり、契約当事者としての同一性や事業の継続性の観点から問題ないと判断し、契約書に基づく手続きを行ったものです。

Q 7

もし仮に、現在の合同会社（伸和工業（株）と上海電力日本（株））から伸和工業（株）が退社した場合、上海電力日本（株）だけが残る事になる訳ですが、この場合の対応について教えていただけませんか？

つまり、当初の入札に参加していない会社が事業を継承する事になる訳で、かねてから答弁されている契約当事者としての同一性や事業の継続性という理屈は通用しないと思うのですが、このような事態になった時にはどのような対応で臨まれるのか教えて下さい。

A 7

本契約上は、社員変更の届出に該当するため、形式上の要件に適合している場合は、受領せざるを得ませんが、今後、同様の契約を締結する場合においては、契約条項に協議事項として定め、事業の継続性を担保することをより明確にしていきます。

Q 8

ネット上で問題視されているのでお尋ねしますが、本件における上海電力日本（株）の事業参入は、世界貿易機関が定めるWTOルールに基づくものですか？

A 8

WTOの対象となるのは、一定金額以上の物品や建設工事等の特定役務における調達契約です。

本件は、市有財産賃貸借契約ですので、WTOの対象ではありません。

Q 9

パートナーシップ港締結について、特段の条件や制約は設けていないとの答弁（A-5参照）をいただきました。

しかしながら、A-2の答弁では「内容の精査を行ったうえで…」と記されています。

具体的にどのような精査が行われたのか教えて下さい。

先方からの案文提示に対して大阪港湾局案を作成するにあたって、変更点や留意点などがあれば明示願います。

A 9

パートナーシップ港提携は、ビジネス面での協力や情報交換などにより、寄港航路の拡大や取扱貨物量の増加を主目的とするものであることから、先方から提示された案文に対して、他のパートナーシップ提携港と整合を図り、名称を「枠組み協定」から「提携に関する覚書」に変更するとともに、連携事項である両港湾間の航路の開通、海運に関する情報の交換などについては了解したものの、「義務や制限、法的拘束力を持たないこととする」との条文を明記し、また、有効期限についても、他の港と同様にすることなどを要請したところ、合意に至ったことから、覚書を締結しました。

Q 1 0

パートナーシップ港の締結港と未締結港の違いについて、まともな答弁をいただけなかつたので再度お尋ねします。

武漢港に限らずパートナーシップ港の締結港と未締結港の違いについて、具体的にお示しをいただきたく存じます。

特段の条件や制約を設けずに提携されている現状にあっては、締結した場合としない場合の違いがわかりません。

とりわけ、武漢港との締結については「今までできなかつたこんな事ができるようになります」とか「取り扱い物流貨物の上限がこれだけ増加します」等々、具体的なメリットをお示しいただきたく存じます。

A 1 0

パートナーシップ港提携は、ビジネス面での協力や情報交換などにより、寄港航路の拡大や取扱貨物量の増加を主目的に締結していることから、締結港とは、提携内容に基づき、より前向きな協力関係を築いていくことができると考えています。

背後圏に多くの日系企業等が進出している武漢港との締結については、すでに令和元年11月にコンテナ航路が開設されていますが、今回の提携により、大阪“みなと”の利用者や荷主に対し、より利便性の高いサービスや新たな輸送経路の選択肢を提供する可能性が広がることで、例えば、航路の増設など、今後、取扱貨物量が伸長することを期待しています。

Q 1 1

今回の武漢港との締結については、12月16日に東京で開催された「2021中国湖北－日本経済貿易協力説明会」に合わせて締結を行いたいとの申し入れに沿つたものであるとの答弁いただきました。

わざわざ説明会の会場で締結式を行う行為は、著しくその説明会の後ろ盾として利用されたのではないかとの懸念を持つのですが、それらの懸念材料についての大坂港湾局の見解をお示し下さい。

A 1 1

見解については、別途、大阪港湾局よりお示しします。

Q 1 2

未確認情報ながら、今回のパートナーシップ港締結について中国側では「大阪港が一带一路構想に参画した」と報道されているとの事です。

これらの情報を含め、中国側の受け止め方についてはどのような認識を持っておられるのか、大阪港湾局としての見解をお示し下さい。

A 1 2

見解については、別途、大阪港湾局よりお示しします。

Q 1 3

もし仮に、このような報道が行われていた場合、大阪港湾局としてどのような対応で臨まれますか？

締結解除も視野に対応すると理解してよろしいですか？

A 1 3

対応については、別途、大阪港湾局よりお答えします。

令和4年6月2日

大阪市会議員  
木下 吉信 様

情報提供の申出に対する回答について

令和4年5月26日付けでいただきました情報提供の申出について、別添のとおり提供いたします。

《提供内容》

- ・納税証明書（伸和工業） 以上

【提供内容に関する問い合わせ先】

大阪港湾局施設管理課

担当 針原

連絡先 06-6572-4050

# 納税証明書

(その2、所得金額用)

住所(納税地) 大阪府大阪市天王寺区玉造元町第一32-1208

氏名(名称) 伸和工業 株式会社

表者氏名 代表取締役 [REDACTED]

法人税

業界年度

決定後の額

9月1日

3月31日

以下余白

証明書施行日現在の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)による更正等により異動を生じる場合があります。

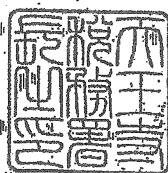
徴管(証明) 第 001900 号

上記のとおり、相違ないことを証明します

平成24年11月29日

天王寺税務署長

財務事務官 山本 寛二



912640952

# 納 稅 証 明 書

(その3 未納税額のない証明用)

住 所 (納税地) 大阪府大阪市天王寺区玉造元町2-3-2番205号

氏名 (名称) 伸和工業 株式会社

者 氏 名 代表取締役

- 1 法人税について本件の納付済みであることを証明する。
- 2 消費税及地方消費税について本件の納付済みであることを証明する。

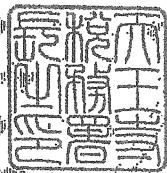
微管(証明) 第 001908 号

上記のとおり、相違ないとを証明します。

平成22年1月30日

天王寺税務署長

財務事務官 山本 寛二



912640958



令和4年5月26日付、大市会第63号により送付の  
あつた質問主意書に対する大阪港湾局の見解について

令和4年5月26日の質問主意書について、以下のとおり回答いたします。

Q 1 1

今回の武漢港との締結については、12月16日に東京で開催された「2021中国湖北－日本経済貿易協力説明会」に合わせて締結を行いたいとの申し入れに沿ったものであるとの答弁いただきました。

わざわざ説明会の会場で締結式を行う行為は、著しくその説明会の後ろ盾として利用されたのではないかとの懸念を持つのですが、それらの懸念材料についての大坂港湾局の見解をお示し下さい。

A 1 1

覚書の締結は、先方からの「2021中国湖北－日本経済貿易協力説明会」に合わせて行いたいとの要望に応じたものですが、説明会の主旨とは関係なく、パートナーシップ港提携に関するものでございます。

Q 1 2

未確認情報ながら、今回のパートナーシップ港締結について中国側では「大阪港が一带一路構想に参画した」と報道されているとの事です。

これらの情報を含め、中国側の受け止め方についてはどのような認識を持っておられるのか、大阪港湾局としての見解をお示し下さい。

A 1 2

大阪港が国際貿易拠点として、利用者にとっての利便性向上により、国際競争力強化を図る観点から覚書を締結したものであり、一带一路との関連についての報道は了知しておりません。また、先方の受け止め方については、覚書の内容のとおりと認識しています。

Q 1 3

もし仮に、このような報道が行われていた場合、大阪港湾局としてどのような対応で臨まれますか？

締結解除も視野に対応すると理解してよろしいですか？

A 1 3

先方での報道内容については了知しておりません。今回の武漢港との提携内容については、ビジネス面での協力や情報交換などにより、寄港航路の拡大や取扱貨物量の増加を目指すものであり、本覚書の主旨は、両港湾間の航路の開通、海運に関する情報の交換などでございます。